

お客さま各位

高鍋信用金庫

タブレット端末を使用した「電子サイン」導入のお知らせ

当金庫では、得意先係がお客さまから現金や通帳・証書等をお預かりする際およびお届けする際の手続きを明確にするため、令和3年4月1日（木）よりタブレット端末を使用した「電子サイン」の運用を開始し、従来、得意先係が現金や証書、通帳等をお預りする際にお渡ししていた「お受取書」「受取書」に替えて、お取引内容をお客さまにご確認頂いたうえで、「電子サイン」にお客さまの署名を頂くことといたしましたので、お知らせいたします。

高鍋信用金庫では、お客さまにご満足いただけるよう、より一層のサービス・利便性向上と紙資源の削除によるエコ活動に努めてまいりますので、何卒ご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

1. お客さまから現金・通帳・証書・払戻請求書等をお預かりする際の手続きについて

- タブレット端末による「電子サイン」では、「いつ」「どこで」「誰と」「どのような取引をしたか」を明確にするために、お取引の内容とご署名を電子的に管理いたします。
- 「電子サイン」にてお預かり内容をご確認いただいた場合は、従来の「お受取書」「受取書」の発行はいたしません。
※ 「お受取書」「受取書」の発行によるお取引をご希望される場合は、「電子サイン」にご署名いただく前に得意先係にお申し付けください。
- 定期積金の現金掛込においては、証書への領収印の押印が授受となりますので、「電子サイン」等の手続きはございません。回次と掛込月をご確認ください。
- 「電子サイン」は、お預りしたものをお客さまにご確認頂いたうえで、お客さまご自身の署名をもってお預りした事の証明といたしますので、ご安心してお取引下さい。

2. お客さまへ現金・通帳・証書・書類等をお届けする際の手続きについて

- 「電子サイン」にてお預かり内容をご確認いただいている場合は、お届けの際に、お受け取りいただくものをご確認いただき、「電子サイン」にお客さまのご署名をいただきます。

高鍋信用金庫では、現金や証書、通帳等をお預りする際に、「電子サイン」への署名、所定の「お受取書」「受取書」以外のもの（名刺やメモ等）をお渡しすることは、絶対にありません。

「電子サイン」もしくは「お受取書」「受取証」の利用について、ご不明・ご不審な点がございましたら、下記へのご連絡をお願いいたします。

連絡窓口：コンプライアンス担当 電話：0983-22-2222